

# 既存工業団地におけるエネルギー活用調査・検討業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

既存工業団地におけるエネルギー活用調査・検討業務

## 2 事業の目的

各企業では、近年多発している自然災害のリスク対応、機運が高まっている 2050 年カーボンニュートラルへの対応、また経済的観点からのコスト削減が求められている。

そこで企業の工場や倉庫が集中的かつ多く立地する工業団地における災害発生時の事業継続 (BCP)、エネルギーの効率利用やエネルギーコストの削減を目的として、将来のエネルギーの効率化・強靱化に資する分散型電源等のエネルギー利用について、意識醸成を図るとともに、その利用可能性について調査を行うものである。

## 3 委託期間

契約締結日から 令和 4 年 3 月 24 日 (木) まで

## 4 業務の内容

### (1) セミナーの開催支援

委託者が埼玉県内の組合や協議会、工業会といった企業間の連携組織 (以下「工業会等」という。) を有する工業団地及び当該団地内企業を対象としたセミナー (対面形式での開催は 1 回、2～3 時間程度、さいたま市内を想定) を開催するにあたって、受託者は以下ア～エの通り支援を行うこと。

#### ア セミナーのプログラム作成

(ア) 受託者は、以下の目的に沿ったセミナーのプログラムを委託者に提案し、委託者と協議のうえ決定する。なお、セミナーに有識者を招致することも可能とし、その招致に当たっての謝金については委託者が負担する。その際は、有識者の候補を委託者に提案し、協議のうえ決定する。

#### 【セミナーの目的】

- ・工業団地における強靱化・効率化に資するエネルギー利用の気運醸成
- ・AI、IoT、5G 等の超スマートな新技術の活用の推進

(イ) 文献調査、ヒアリング調査等により、プログラムに関連する情報を収集、整理し、当日に使用する資料を作成する。なお、セミナー当日の当該作成資料の説明や質疑対応は原則として受託者が行う。

#### イ 参加者の募集

参加者の募集に当たって、募集対象や参加者のリスト（氏名、企業名、連絡先等）の作成や参加者への連絡等の支援を行うこと。

#### ウ 参加者へのアンケート調査と検討内容の整理

参加者に対してアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査の項目については、（２）及び（３）に係る協力の可否等を含めることとし、受託者の提案により委託者との協議の上決定する。

アンケートは、結果を集計し、セミナーにおいて参加者から出た意見と併せて委託者へ提出する。

#### エ その他

参加者の募集やアンケート調査に当たっての問い合わせ対応は、原則として委託者が行うが、回答案の作成等必要な支援を行うこと。

### （２）意見交換会の実施

工業団地のエネルギー利用における実態や課題等を把握するため、委託者が工業会等との意見交換会を実施する（工業団地ごとに１回程度、工業団地内又はその周辺での開催を想定）にあたって、以下ア～ウの通り必要な支援を行うこと。

#### ア 対象とする工業団地の選定

受託者は委託者と協議の上、意見交換会を実施する工業団地を選定する（５団地程度を想定）。なお、工業団地の選定にあたっては、セミナーでのアンケート結果などを参考として一定の基準を設定すること。

また、受託者は、セミナー終了後に速やかに意見交換会が実施できるよう選定作業を進めること。

#### イ 工業会等への事前説明

アにより選定した工業団地の工業会等及び立地する事業所に対し、委託者が意見交換会の実施目的・内容や（３）で実施する調査の内容・目的を事前に説明する場合、受託者は説明資料の作成や説明時の同行等、委託者を補佐する。

#### ウ 意見交換会の実施

アにより選定した工業団地と意見交換会を実施する。

受託者は、委託者の了承のもと工業会等と意見交換会の日程及び開催場所の調整を行う。

また、意見交換会の内容の企画・準備、資料の調整等を行い、当日は、委託者に同行し、意見交換会の運営、進行、資料説明及び質疑応答等を行う。なお、意見交換会では、工業団地のエネルギー利用における実態や課題等を把握するほか、(3)により実施するエネルギー利用実態調査への協力を併せて依頼する。

意見交換会終了後は、速やかに、意見交換会で挙げられた意見等を整理し、委託者に提出する。

### (3) 工業団地におけるエネルギー利用実態の調査

#### ア 工業団地のエネルギー利用実態の調査

(2)により意見交換会を実施した工業団地においてエネルギーの利用実態を調査する。調査は、工業団地に立地する事業所(1団地につき20事業所程度を想定)を対象とした書面調査を実施するものとし、対象となる事業所が多い場合は、委託者と協議し、一定の基準を設定し対象とする事業所を選定する。

書面調査及び(4)工業団地におけるエネルギーの強靱化・効率化に資する利用方法の検討の結果は、調査対象事業者へフィードバックする。そのため、書面調査で把握する項目は、工業団地におけるエネルギーの利用方法を検討するための情報だけでなく、調査対象者へフィードバックする内容を踏まえて、受託者からの提案により委託者と協議の上設定するものとする。

#### イ 現地調査

書面調査の結果と5(9)により委託者が提供するデータに大幅な乖離が見られる場合など必要に応じ、現地調査を実施する。

現地調査の実施にあたっては、調査目的、調査事項を明確にし、実施の可否について委託者と協議する。また、事業者への調査依頼及び日程調整等は、委託者の了承のもと、受託者が実施する。

### (4) 工業団地におけるエネルギー利用方法の検討

#### ア エネルギー利用方法の検討

(3)で得られたデータを整理し、対象とした工業団地ごとに、エネルギーの利用状況を明らかにする。その結果をもとに、工業団地におけるエネルギーの強靱化・効率化に資する利用方法(最適なエネルギー利用方法のあり方)を検討する。

エネルギーの利用方法の検討にあたっては、複数のエネルギー利用方法(例:単独事業所での電熱の有効利用、工業団地での一括受電、複数事業所間での電熱融通など)を設定し、それぞれの方法を導入した際の、エネルギー面におけるメリット(コスト削減効果、エネルギー及び二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減効果、レジリエンスの向上の評価等)を整理する。

なお、検討にあたって必要な場合は、有識者に意見を聴取する。

#### イ 検討結果のフィードバック

検討結果は、内容を整理したうえで、対象とした工業団地へフィードバックする。結果のフィードバックは、事業者のエネルギーの効率的利用やレジリエンス強化の意識を醸成する目的もある。そのため、フィードバックする情報には、検討結果だけでなく、調査に協力した事業者が問題を意識し、自発的な取組を推進するきっかけとなる情報を盛り込むこととする。

また、検討結果を工業団地に説明を行う場合、受託者は委託者に同行し、結果の説明や工業団地からの質問に回答する等、委託者を補佐する。

#### (5) 報告書の作成

(1)～(4)について報告書及び成果品として次に掲げる部数を提出する。(作業過程において作成したものを含む。)

- ・ 報告書 2部
- ・ 上記を電子的に記録した媒体 (Word、Excel、PDF 等) 1枚

## 5 その他

- (1) 事業実施に係る打合せ、協議は原則として埼玉県庁又は埼玉県内で行う。
- (2) セミナー、意見交換会及び現地調査(工業会等及び事業者への説明を含む。以下同じ。)について、原則としてWEB会議形式との併用(意見交換会及び現地調査において、工業会等若しくは事業者が求める場合又は新型コロナウイルス感染症感染の拡大防止のため、対面形式での実施が難しい場合はWEB会議形式のみ)にて実施する。この場合において、意見交換会及び現地調査に係るWEB会議システムの準備や設定、工業会等及び事業所との連絡・調整等の業務は、受託者が行うものとする。
- (3) セミナー及び意見交換会の実施に当たっての会場使用料については、委託者が負担する。
- (4) 4(3)において現地調査を行うに当たっては、以下のいずれかの資格等を有する者1名を含む複数名で調査を行うものとする。
  - ア エネルギー管理士
  - イ エネルギー診断プロフェッショナル
  - ウ 技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学)
  - エ 電気主任技術者
  - オ 事業所においてエネルギー管理等の業務の経験を有する者
  - カ その他、ア～オと同等の技術を有すると認められる者

- (5) 受託者に貸与した資料については、以下のとおり扱うものとする。
- ア 受託者は、資料等の一覧表を作成しなければならない。
  - イ 受託者は、資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し、送信その他個人情報を含めて適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。
  - ウ 受託者は、資料等、作業中のデータ及び委託者に帰属した成果物を、委託者の承諾を得ずに、委託者の指示する目的以外に使用及び第三者への提供をしてはならない。
  - エ 受託者は、委託者の承諾を得ずに、資料等、作業中のデータ及び委託者に帰属した成果物を作業場所から持ち出してはならない。
  - オ 受託者は、資料等及び作業中のデータをその貸与目的を達したとき又は契約終了時に返却、廃棄又は消去しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したのも同様とする。
  - カ 受託者は、資料等を委託者の承認を得て破壊した場合、確実に破壊した旨の証明を書面で委託者に提出しなければならない。
  - キ 受託者は、資料等及び作業中のデータの保護・管理に必要な手続きを作成し、資料等を閲覧できる者や方法の制限等を行わなければならない。
  - ク 受託者は、提供された資料等の内容については、公知の事実となるまで契約終了後も他言してはならない。
- (6) 本事業にかかる経費は、調査報告の作成、発送経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
- (7) 県は本業務の報告書にかかる情報を原則として公開する。ただし、県に不利益が発生するおそれがある情報等に関しては、公開内容について協議に応じる。
- (8) その他本仕様書に記載のない事項については、受託者と委託者が協議の上決定する。
- (9) 委託者は、書面調査結果を補足する資料として、受託者に対し、以下ア及びイの資料の他本県で実施している制度等に基づき保有している情報について、委託者と受託者との協議の上、本業務に必要と認められる場合に限り貸与する。
- ア 分散型エネルギー面的利用実現可能性調査業務 報告書
  - イ 未利用エネルギー利用可能地点調査業務 報告書

以上